

石綿の国際表示

アスベスト対策情報

発行 石綿対策全国連絡会議 No.23 1997年12月20日
〒108 東京都港区三田3-1-3 MKビル3F 全国安全センター内
TEL 03-5232-0182/FAX 03-5232-0183

も く じ

- ◎ 石綿対策全国連絡会議第11回総会議案 2

- ◎ イギリスにおけるアスベスト禁止に向けた取り組み12
 - 資料① TUC(労働組合会議)の立場(1997) 13
 - 資料② HSC(安全衛生員会)の記者発表資料(1997.2.17) 16
 - 資料③ イギリスにおけるアスベスト労災統計 18

- ◎ アスベスト全面禁止後のフランスの動き20
 - 資料④ CGT建設労連産業医の報告 23
 - 資料⑤ ETUC(ヨーロッパ労連)の見解(1997) 24

- ◎ じん肺・アスベスト被災者救済基金設立25

石綿対策全国連絡会議第11回総会次第

1997年11月13日 東京・自治労会館

第1部：総会議事 14:00～15:00

司会：里見秀俊(事務局次長、全建総連)

開会あいさつ：富山洋子(代表委員、日消連運営委員長)

1996年度活動報告(案)・1996年度会計報告(案)

1997年度活動方針(案)

1997年度役員(案)

提案：古谷杉郎(事務局長、全国安全センター)

閉会あいさつ：温品惇一(事務局次長、アスネット)

第2部：学習会 15:15～16:30

司会：古谷杉郎(事務局長、全国安全センター)

フランスの状況

レポーター・真下俊樹さん(市民エネルギー研究所)

イギリスの状況

レポーター・川本浩之さん(神奈川労災職業病センター)

その他・意見交換

石綿対策全国連絡会議第11回総会議案

1997.11.13 東京・自治労会館

I 1996年度活動報告

1. はじめに

1987年11月14日に結成された石綿対策全国連絡会議の活動は、11年目を迎えています。10年間の活動の中で、中心的課題であった「アスベスト規制法」の制定こそ実現できていませんが、発がん物質・アスベストの危険性の周知と潜在化していた被害者の掘り起こしを進める中で、労働組合や市民の取り組みを促進するとともに、下記のようなアスベスト規制の強化を実現させてきたことは、今年の第10回総会でも確認したとおりです。

- ① 1989年の大気汚染防止法の改正(敷地境界での濃度規制10繊維/リットル)
- ② 1992年の「化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針」(1%超含有物に安全データシート(MSDS))
- ③ 1995年の労働安全衛生法関係政省令の改正(クロシドライト・アモサイトの製造等の禁止、1%超含有物に曝露防止対策(表示、作業主任者の選任、労働衛生教育、作業環境測定、健康診断、記録の30年間保存)の義務づけ、建築物の解体・改修作業前の使用状況の調査および吹き付け除去の場合の計画の届出・除去作業の隔離、石綿の切断等の作業時の湿潤化に加えて呼吸用保護具・作業衣の使用の義務づけ)
- ④ 1996年3月、退職後の健康管理のための健康管理手帳の交付対象業務に、石綿または石綿含有製品の製造・取り扱い業務を追加
- ⑤ 1996年5月の大気汚染防止法の改正(吹き付け石綿使用建築物の解体・改修工事の届出、作業基準の遵守の義務づけ→1997年4月1日施行)

一方、第10回総会で報告されたように、フランス政府が今(1997)年1月1日からアスベストの禁止に踏み切りました。スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、フィンランド(?), オランダ、ドイツ、スイス、イタリアに次ぐ措置です。ヨーロッパでのアスベスト禁止キャンペーンのターゲットはイギリスに移りましたが、今年6月、イギリス政府はEUの中でアスベストの使用・輸入禁止に向けた働きかけを強化する方針を打ち出しました。1985年の段階ですでにクロシドライトとアモサイトは禁止されていますが、クリソタイルについても、現在の玩具等への使用禁止措置をさらに拡大し、早ければ来年にもイギリスでの禁止措置が実現するかもしれないという状況になってきているようです。そして、禁止反対派の旗頭であったフランス・イギリスにおけるこのような動きがEU段階での禁止措置を促進する可能性が大了。そのフランスの年間アスベスト使用量が約5.5万トン、イギリスが約1万トン、そして、1970

年代に約80万トンと世界最大の使用量を誇ったアメリカでも、数年前の時点で3万トンを割っていると伝えられています。そのような中で、ピーク時で約35万トン、現在でもなお年間約19万トン(1995年、No.22に日本石綿協会調べの使用用途別内訳を掲載)も使用し続けている日本は、まさに「孤立無援のアスベスト使用大国」になってしまっているのです。

パリに本部を置いていた国際石綿協会(AIA)は、フランスのアスベスト禁止によって撤退を余儀なくされ、アスベスト輸出国であるカナダのモントリオールに本部を移して、「管理して使用すれば安全」、「クリソタイルは安全」という巻き返しのキャンペーンに躍起になっています。

1992年のブラジル・リオデジャネイロでの「地球サミット」で「アジェンダ21」が決定されてから5年目の今年は「リオ+5」の節目の年として様々な行動計画が進められています。また、環境管理・監査システムに関する国際規格ISO14000やその日本版JIS14000も関心を集めています。政府だけでなく、企業の環境問題、化学物質管理に対する対応も問われています。

そのような中で、日本の動向は国際的にも注目されざるを得ません。

2. 1996年度の活動の概要

昨(1996)年11月27日の第10回総会后、同日、同じ東京・高田馬場の全建総連会館において「アスベストの禁止をめざす11.27集会 広がるアスベスト被害・海外で強まる禁止の動き」を開催、約80名の方々が参加しました。奈良医大の車谷典男氏からは「アスベストの人体への影響」と題して、日本における疫学研究のレビューと米軍横須賀基地でボイラー工・断熱工として働いていた労働者約250名を対象とした最新の調査結果を紹介していただきました。また、森田明弁護士から、横須賀石綿じん肺訴訟の経過と世界最大のアスベスト企業・ジョンズマンビル社(自己破産後の信託基金)に対して日本から海を越えて行っていた補償請求に関する報告。市民エネルギー研究所の真下俊樹氏から、アスベスト使用禁止をめぐるフランスの最近の動きについて報告していただきました。

年が明けて1997年3月には、環境庁、労働省、通商産業省、建設省および厚生省に対して申し入れを行い、意見交換の場を持ちました(厚生省については、担当部局・日程調整の関係で申し入れのみ)。とくに環境庁については、昨年改正された大気汚染防止法の4月1日施行に向けて、「特定建築材料」、「特定粉じん排出等作業」の対象範囲、「作業基準」、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」の内容等について突っ込んだ意見交換を行いました。なお、フランスでのアスベスト禁止実施に関して、部内で検討したと答えたのは労働省(化学物質調査課)だけでした。

通商産業省との意見交換では、日本におけるアスベストの使用用途別内訳に関して、日本石綿協会が1986年度分について示したものしかないのです。最新のデータを公表するよう求めたところ、日本石綿協会が1995年度分のデータを明らかにしました。1986年(総量25.6万トン)の段階では約8割が建築材料とのことでしたが、その後増加しているとの予想どおり、1995

年度(総量18.9万トン)では、93%を「建材製品」が占めていることが判明しました。

そのような中で、アスベスト含有製品を使用しなくても代替品が十分存在することをアピールし、代替化を促進するための「ノンアスベスト・フェア」の実施を今年度の活動方針に掲げたことは時宜を得たものでした。運営委員会で実施要綱案を作成し、いくつかのメーカー・業界団体と話し合いを行い、協力的な反応をいただくこともできたのですが、それ以前に会場確保という物理的条件から今年度の実施を見送らざるを得ませんでした。ノンアスベスト・フェアの計画検討の段階では、フェアの開催だけでなく、ノンアスベスト製品のカタログ作成や代替製品情報のインターネット上での紹介などのアイディアも出されています。

4月19-20日には、代々木公園で開催された「アースデイ・フェスティバル '97 in 東京」のテント村エコタウンに出展して、パネルや代替製品の展示・宣伝を行ったほか、労働組合や市民から寄せられた様々な相談に応じてきました。市民団体の取り組みでは、被災地のアスベスト対策を考えるネットワーク (<http://www1.meshnet.or.jp/~asbestos/>)に続いて、アスベストについて考える静岡県民の会・ヘパフィルター (<http://www.across.or.jp/hepafil/>)もインターネット上にアスベスト問題を紹介するホームページを開設し、全国安全センターのホームページ (<http://www.jca.ax.apc.org/joshrc/>)でも関係する情報が提供されるようになっていきます。

1988年7月の提訴以来石綿対策全国連絡会議でも支援してきた横須賀石綿じん肺訴訟(原告は住友重機械工業浦賀造船所の元労働者8名、うち2名逝去)が5月29日に勝利的和解を迎え、続いて10月には、肺がんで死亡した大内久さんの遺族による損害賠償請求裁判も和解が成立しました。被告会社と全造船機械労働組合住友重機・追浜浦賀分会との間の合意で退職後の補償制度もつくられ、同分会と神奈川労災職業病センターが7月13-15日に開設した「じん肺・石綿健康被害電話相談」には各地から約100件もの相談が寄せられています。この関係団体によって、11月9日には「じん肺・アスベスト被災者救援基金」が設立されています。

今年度は、上記の情報を紹介した「アスベスト対策情報」No.22(7月23日付け)および11.27集会での報告内容を紹介した「めざす会ニュース」No.24(2月)を発行しました。

3. 行政の動き

① 環境庁

吹き付け石綿使用建築物の解体・改修工事の届出、作業基準の遵守を義務づけた大気汚染防止法の改正(1996年5月改正)が、今(1997)年4月1日から施行されました。地方自治体の担当者向けに、『建築物の解体等に係る石綿飛散防止マニュアル』も作成されています。対象となる「特定じん排出等作業」は、「政令で定める特定建築材料が使用されている建築物の解体・改修作業のうち政令で定めるもの」とされ、前年度の話し合いでも広く網をかけるように要請しましたが、結果的には、特定建築材料とされたのは吹き付け石綿のみで、対象となる建築物における吹き付け石綿の使用面積の合計が50m²以上の耐火建築物または準耐火建築物(+解体の場合は、当該建築物の延べ面積500m²以上)、とされました。非常に不満ですが、ファー

スト・ステップをこれで固め、順次拡大していくよう要請しました。

また、環境リスクの新たな管理手法として検討されているPRTR(環境汚染物質排出・移動登録)システムに関して、今年度愛知と神奈川でパイロット事業が開始されることもあり、対象にアスベストを加えるよう要請しました。

② 労働省

環境庁の今回の大気汚染防止法改正と言わば表裏をなす関係にもある、1995年の労働安全衛生法関係政省令の改正(建築物の解体・改修作業前の使用状況の調査および吹き付け除去の場合の計画の届出・除去作業の隔離)は1995年6月1日から施行されています。これに基づく届出件数については、意見交換の時点では確定していませんでしたが、1995年が470件(確定値、7か月間分)、1996年は1,000件程度ようです。今後は大防法関係の届出とも付き合わせて実施状況をチェックしていく必要があると思われます。

1996年3月に施行の、過去に石綿(含有)製品を製造・取り扱っていた労働者に対する健康管理手帳の交付状況はまだデータが入手できていませんが、まだまだアピール不足の観があります。また、健康管理手帳所持者の健診受診機関が限定されていることが、この制度の有効性を著しく減じていることからその改善を求めています。

アスベストの危険有害性情報に関する表示の見直しについては、前年の意見交換時の「省内でも検討中」という回答が後任者に引き継がれておらず、継続して働きかけていく必要があります。

③ 建設省

建築基準法の改正(例示規定から性能規定へ)が日程にのぼっていることから、同法および同法施行規則に防火建材として例示されている石綿スレート、石綿パーライト板の記述削除を引き続き強く求めてきました。

『吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説』で掲げられているアスベスト含有吹き付け材の記載漏れや封じ込め・囲い込み工事の飛散防止対策の不十分さが、環境庁作成の『対策マニュアル』(前出)等でもそのまま引用されているために、早急な改善を求めるとともに、他省庁に対してもその事実と漏れている製品のリスト等を提供しました。

④ 通商産業省

前年度は意見交換の場を持ちませんでしたが、今年度方針に基づき再開しました。前述のとおり、日本におけるアスベストの使用用途別内訳に関して最新のデータをまとめるよう求めたところ、日本石綿協会が1995年度分のデータが公表されるにいたりました。

スレート業界の構造改善事業をはじめとして何もやっていないとはいいいませんが、担当の生活産業局窯業建材課が代替品とアスベスト製品の双方を所轄していることも含めて、不十分な対応にとどまっています。他の産業分野では環境保全を強く打ち出しているように、代替化促進の明確なポリシーを確立させることが重要です。

⑤ 厚生省

厚生省についても前年度は意見交換を行っておらず、今年度は、アスベスト対策への保健所の活用や廃棄物処理法の特別管理廃棄物(廃石綿等)にアスベスト含有保温材等を加えること等について申し入れを行いました。担当部局および日程調整の関係で意見交換の場は設定できませんでした。

4. 業会の動き

日本石綿協会は、1995年度の日本における石綿製品の使用状況を明らかにしたほか、「石綿に係る法規(平成9年版)」、「石綿含有建築材料対応マニュアル(平成9年版)」というパンフレットを発行しています。

前述のとおり、パリに本部を置いていた国際石綿協会(AIA)は、フランスのアスベスト禁止によって、カナダのモントリオールに本部を移しました。今(1997)年9月17-19日には、カナダ政府、ケベック州政府、ケベック労働組合、AI(石綿研究所 <http://www.asbestos-institute.ca/>)、AIAの共催で、「クリソタイル石綿の管理使用に関する国際会議」がモントリオールで開催されたとのことです。

ヨーロッパで「管理使用ではなく禁止」の流れが広がっていくことを意識した、「クリソタイルは管理使用で安全」キャンペーンと言えそうですが、一方で、ケベック州政府が駐日事務所に日本での動向の調査を指示するなど、日本はアスベスト業界にとって「最後の頼みの綱」となりつつあるといってもよい状況になってきています。

5. 国際的動き

ヨーロッパでのアスベスト禁止の動向等は「1. はじめに」でみたとおりです。

フランスでは、アスベスト禁止措置のバックボーンとなった国立衛生医学研究所(INSERM)のレポートでも「アスベスト曝露に起因する死亡は1,950件(悪性中皮腫750件、肺がん1,000件)」と推計され、イギリスでも、HSE(安全衛生局)が「アスベスト関連疾患による死亡が毎年3,000件、次世紀には毎年10,000件に達するかもしれない」と推計しています。

ヨーロッパでは現在、アスベストの禁止とともに、既存建築物のアスベスト使用状況の調査とその撤去をめぐる問題や企業の刑事責任の追及も問題になっており、イタリアでは裁判所で、アスベスト工場の元経営者に「殺人罪で懲役7～8か月」の有罪判決が下った例もあるということです。

また、今後、欧米に販路を失ったアスベスト業界がアジアなどへの売り込みを強化していくことが予想されます。すでに、韓国で1993年に石綿織物製造労働者に発生した悪性中皮腫が初めて労災認定され、1996年には台湾で船舶の解体撤去(1980年代以前は世界トップシェア)作業従事者の石綿肺を厚生省が第一号認定、香港でも最初の石綿関連疾患が報告されており、フィリピンでも閉鎖された元スービック米海軍基地労働者に多数の被害が発生しているなどという情報が伝わってきています。

6. アスベスト被災者支援・市民団体等の取り組み

① アスベスト被害者支援等の取り組み

石綿対策全国連絡会議も支援してきた横須賀石綿じん肺訴訟・大内肺がん訴訟が、相次いで解決しました(2. 参照)。とくに大内訴訟は、アスベストによる発がんの企業責任を問う、日本で初めての訴訟でした。たんなる裁判の和解にとどまらず、被告会社における退職者の補償協定書の締結、被災者救済基金の設立へとつながっていったことは大きな成果です。

石綿による肺がん・悪性中皮腫の労災認定件数は、1992年度に初めて20件を超え23件、1993年度21件、1994年度21件、1995年度23件という状況ですが、1996年10月には広島県の元製造工の悪性中皮腫、1997年に入ってから、1月に東京の断熱工の悪性中皮腫(労働保険審査会での逆転認定)、6月には神奈川のタイル工の肺がんの労災認定などが報告されています。全建総連の建設労働者の被害掘り起こしの取り組みや地域安全センターの相談活動などが継続されており、石綿対策全国連絡会議としても様々なかたちでアスベスト被害者支援等の取り組みに協力しています。

② 市民団体等の取り組み

アスベストに対する市民の取り組みも広がっています。静岡県では、県職員住宅の解体工事を契機に昨年、「アスベストについて考える静岡県民の会・ヘパフィルター」が発足し、県内のさまざまなアスベスト問題に取り組むと同時に、代替化促進を求めて独自に環境庁との話し合いも行っています。広島市では、昨年10月の火災事故から基町市営住宅のアスベスト撤去が問題となり、川崎市では今年4月、保育園の改修工事に際してアスベストシートが発見され、撤去工事と市立施設の再点検が行われました。

阪神・淡路大震災後のビル解体工事でアスベストが飛散したことが広く報道され、アスベスト問題に関する市民の関心が高まっています。被災地のアスベスト対策を考えるネットワーク、アスベストについて考える静岡県民の会・ヘパフィルターのホームページや昨年「ここが危ない！アスベスト」を出版したアスベスト根絶ネットワークなどに、ビル解体時のアスベスト対策や吹き付けアスベスト問題について、市民からの問い合わせが増えています。解体時のアスベスト対策はほとんど実施されていないのが実態ですが、市民等の申し入れを受けて改善されるケースが目立ちます。魚市場労組が長年にわたってアスベスト対策に取り組んできた築地市場では、屋外のスレート屋根撤去も負圧で行われています。

7. 広報活動

昨(1996)年11月27日の第10回総会後、「アスベストの禁止をめざす11.27集会 広がるアスベスト被害・海外で強まる禁止の動き」を開催しました。4月19-20日には、代々木公園で開催された「アースデイ・フェスティバル '97 in 東京」のテント村エコタウンに出展しました。

今年度は、上記の情報を紹介した「アスベスト対策情報」No.22(7月23日付け)および11.27集会での報告内容を紹介した「めざす会ニュース」No.24(2月)を発行しました。

II 1997年度活動方針

1. はじめに

9月に京都で開催された第9回国際職業性呼吸器疾患学術会議では、ILO/WHOが2015年までに「労働衛生問題としてのけい肺を根絶させる」国際計画を押し進めているように、じん肺対策が格段に前進していることと対照的に、今後世界的にアスベスト(石綿)による被害が急速に増大することが予測され、対策が急がれていることが強調されています。(この会議は1930年以来、アジアで初めての開催で、千名を越す研究者、政労使代表らが参加しています。)

たしかにこの10年間の取り組みの中で、日本におけるアスベスト規制は確実に前進したと言えます。

しかし、今なお年間約20万トンものアスベストが輸入され続けており、アスベストを含有しない建材が十分存在するにもかかわらず、そのほとんど(93%)が建材製品として使用され続けています。

そして、フランスに続きイギリスが、そしてEU全体としてのアスベスト禁止が実現する可能性が高まっている中で、日本だけが、法規制どころか、使用量削減が(欧米と比べ)遅々として進んでいないという状況なのです。

私たちの取り組みにもかかわらず、マスコミをはじめ日本の労働者・市民がそのような状況が正しく認識されておらず、「アスベスト問題は過去の問題」ととらえられているという状況もあるのではないのでしょうか。

率直に言って私たちは、フランス政府の決定を日本でのキャンペーンに十分生かしきることができなかつたと反省する必要があると思います。いまイギリスをはじめヨーロッパの労働組合・市民団体がかちとろうとしている成果は、日本での取り組みをステップ・アップさせる絶好のチャンスだと思えます。

2. 宣伝・広報活動

今年度はとくに、ヨーロッパ等でアスベスト問題に取り組む労働組合・市民団体等とこれまで以上に緊密な連絡・連携をとりながら、アスベスト禁止へ向かう世界の趨勢を正確・迅速につかみ、労働組合や市民、マスコミ、関係業界、議会、行政等に対する様々な宣伝・広報活動を強化していきたいと思えます。

具体的な企画は状況の推移をみながら機敏に対応していきます。代替品情報を普及することが重要という視点から、ノンアスベスト・フェアおよび/またはノンアスベスト製品のカタログ作成や代替製品情報のインターネット上での紹介等、の実現を追求していきます。

以上の目的にも資するため、石綿対策全国連絡会議としてインターネット上にホームページを開設します。具体的な作業は、ワーキング・グループを設置して進めます。

3. 業界等への働きかけ

ノンアスベスト製品製造企業および団体と積極的に連携を強めて、あらためてノンアスベスト製品に関する情報の提供、ノンアスベストフェアの実施等と呼びかけていきます。

建材分野での代替化を促進するためには、市民に対する広報だけでなく、住宅販売、設計業界等が積極的に取り組んでいくことが重要です。そのために関係業界に対する働きかけを行っていきます。

また、アスベスト製品製造企業に代替化を働きかけていきます。

「環境住宅」が流行のようになる中で何が環境にやさしい住宅かという議論も活発になっていますが、住宅のノンアスベスト化は、即実現可能で、誰にもわかりやすい「環境住宅」です。

4. 行政への働きかけ

引き続き、環境庁、労働省、建設省、通商産業省、厚生省等の関係省庁との意見交換の機会を設定し、働きかけを強化していきます。

とくに、石綿吹き付け建築物の解体・改修工事の届出については、改正大気汚染防止法に基づく地方自治体への届出と労働基準監督署への届出の双方に対するチェックと、石綿飛散防止対策の実施状況に対するチェックを強めて、関係行政機関に必要な要請を行っていきます。

行政改革で省庁の再編があるかもしれませんが、ヨーロッパ等の情報を私たちの側からも積極的に提供し、日本でのアスベスト禁止の実現に向けた効果的な働きかけを行っていくことが重要になってきます。

5. アスベストによる被災者への支援活動

アスベスト被災者の救済に向け、引き続き支援活動を強め、地域的支援体制の確立へ向け体制を整備していきます。

6. 組織の強化・拡大

石綿対策全国連絡会議の組織拡大・強化を図っていきます。また、アスベスト規制法制定をめざす会との組織的整理を含め、組織運営のあり方についても検討し、会員各位の運動の強化と、石綿対策全国連絡会議の活性化を図っていきます。

7. 会費等について

会費は、従来どおり、団体会員の中央単産等が年間10,000円、その他団体会員は年間5,000円、個人会員は年間2,000円とします。会費には「アスベスト対策情報」1部の代金を含みます。

シンポジウムおよび集会の参加費については、年2回以上行う場合は、2回目以降は500円とします。

Ⅲ 1997年度役員案

代表委員	加藤 忠 由	(全建総連委員長)
	佐藤 晴 男	(自治労副委員長)
	富山 洋 子	(日本消費者連盟運営委員長)
	広瀬 弘 忠	(東京女子大学教授)
事務局長	古谷 杉 郎	(全国安全センター)
同次長	温品 惇 一	(アスベスト根絶ネットワーク)
	伊藤 彰 信	(全港湾)
	里見 秀 俊	(全建総連)
運営委員	岩本 伸 一	(自治労)
	山本 潤 一	(日教組)
	野沢 実	(全造船機械)
	後藤 象次郎	(全建総連)
	花岡 邦 明	(日本消費者連盟)
	西田 隆 重	(神奈川労災職業病センター)
	安江 祐	(全国じん肺弁護団連絡会議)
	信太 忠二	(個人)
会計監査	仁木 由紀子	(個人)
	平野 敏 夫	(東京東部労災職業病センター)

*全建総連からは、運営委員会等には、加藤忠由委員長の代理として、老田靖雄労働対策部長に御出席いただけることになっていきます。



イギリスにおけるアスベスト 禁止に向けた取り組み

川本浩之(神奈川労災職業病センター)

世界の趨勢として各国でアスベスト禁止の動きが進む中、イギリスにおいてもクリソタイルを含む全てのアスベストが禁止されるとのニュースが入ってきた。具体的にいつということまでは未定であるが、1997年5月に労働党が総選挙で大勝利を収め、18年ぶりに政権に復帰する中で、首相や環境大臣などが相次いで前向きな発言を行った。加えて議会などでも禁止に向けた動きが高まっている。背景には、EU統合をにらみながら、ヨーロッパ全体での禁止の動向があるようだ。

もちろん、禁止の動きが突然起こったわけではない。HSE (Health and Safety Executive=安全衛生局。 <http://www.open.gov.uk/hse/> 上部組織であるHSC(Health and Safety Committee=安全衛生委員会)は、使用者、労働者、地方政府の3者からなることから、労働者サイドの意向もそれなりに反映されると思われる)は、違法なアスベスト関係業者を告発して罰している。例えば、違法なアスベストの配管被覆工事をした業者は罰金24,000ポンドの処分を受けた。1ポンド200円ぐらいだから、なんと480万円!! 業務上過失致死罪を問われるような労働災害でも、大した罰金しか課せられない日本の現状を考えると、雲泥の差である。少なくともアスベストについては、こうした刑罰を当然とするような社会的な合意形成が確立していると思われる。

労働組合としては、この問題に最も積極的に取り組んでいるGMB労働組合 (<http://www.gmb.org.uk/>) が、1970年代から活動を進めてきた。GMB労組が作成したパンフレットを送ってもらったが、本当によくできている。まず、アスベストがどこに使われているのかわからなければ始まらない。具体的な使用例をきれいな写真で示したガイドはとても便利。職場の安全衛生代表向けのガイドブックでは、アスベストの発見方法から、要求内容、除去の方法、規制値など必要な知識がまとめられている。もちろん、アスベストの有害性、病気、政府に対する要求など一般的なことをまとめたものもある。これらに共通して言えるのは、なにをすべきか具体的で実践的な内容をもっていること。ちなみにGMB労組組合員で、1981年から1994年までの間に労災職業病で亡くなった590人中、なんと45%にあたる266人がアスベスト関連疾患とのこと。

最後に統計資料を紹介しよう。前述のHSEのインフォメーションセンターにファクシミリで要望したところ、1週間ほどで、10数ページの該当資料が返送されてきた(一部を翻訳し

て18-19頁に掲載)。じん肺のうち、炭坑じん肺が384人に対して、アスベスト肺は427人のぼっている(1995年)。中皮腫に至っては、1,235人が認定されている(1994年)。アスベスト肺に合併した肺がんも70人で、これについては職歴などをきちんと追求していないために、かなり少なめであろうとの断り書きが解説されている。いずれにしてもこれらを根拠に、HSEは、2010年から2025年までの間に年間1万人が死亡すると推計、警告しているわけだ。

イギリスでは、この間、顕在化した被害者たちが初めてアスベストに曝露した時期は、1940年から1950年代であることも調査されている。日本の使用ピークや現在も20万トン近く使用している現実を鑑みると、日本で被害が顕在化してくるのはまさにこれからである。われわれの運動のさらなる強化がまさに求められている。

資料／イギリスにおけるアスベスト問題

アスベストの輸入禁止に向けたTUC(労働組合会議)の立場 アスベスト：致命的な繊維の輸入の禁止を！

今日、イギリスで11人の人々が、以前に仕事でアスベストにふれたことが原因で死ぬことになるだろう。そのうちの4人が苦痛を与えるがんである中皮腫により、その他は肺がん、石綿肺、その他の石綿関連疾患による死亡である。

アスベストは、広範囲に使われている最も危険な物質のひとつである。アスベスト製品の有効な代替品は存在している—それらがいくらか高価であるにしても(市場が拡大すれば減少する問題である)、補償や医療費、精神的・肉体的苦痛など考えられるアスベストの社会的費用総体を考えればはるかに廉価である。

(1990年から?)1995年までに、60,000トン以上のアスベスト・セメントおよび他のアスベスト製品—市価にして4,500万ポンド—が、全く合法的にイギリスに輸入された。

すでにイギリス中の建築物の中に含まれてしまっているアスベストがここ数年のうちにぼろおろとくずれるように、死亡者数は上昇するだろう。2025年までに、毎年の死亡者数は1万名あるいは毎週200名にまで上昇するだろうと、政府では推計している。

中皮腫による死亡は以前の造船・港湾地域に多いだろうが、アスベストはあらゆる地域で人々を死に至らしめる。1994年(このとき以来死亡は約9%ずつ増加している)に、TUC(労働組合会議 イギリスのナショナルセンター <http://www.tuc.org.uk/>)は、各地域ごとの中皮腫または他のアスベスト関連疾患による死亡者数を見積もった(数字は省略)。

TUCでは、さらに多くの人々の生命が危険にさらされる前に、いまアスベストの輸入を禁止することを要求する。われわれは、イギリス国内でのアスベストの輸入を禁止し、また、積極的にヨーロッパ連合(EU)の全ての国におけるアスベストの輸入の禁止を促進するよう

求めるものである。この短い文章は、われわれの要求の根拠についての要約である。

●アスベストとは何か？

アスベストは、その強度、耐久性、電気・熱抵抗性で知られる特定の繊維状鉱物の総称である。火災の拡大を防止するためにしばしば用いられ、とりわけ建築物や造船で使用されてきたが、また、市販のヘアードライヤー、アイロン台ガスマスク等のように、熱を絶縁するためにも使用されてきた。

青(クロシドライト)、茶(アモサイト)、白(クリソタイル)と呼ばれる、3種類の主要なタイプのアスベストがある。青および茶アスベストは、イギリスでは1985年に禁止された。しかし、白アスベストについては長年にわたり論争が繰り広げられ、一部の人々(とくにカナダや南アフリカのアスベスト鉱山経営者)は、安全であると主張している。

しかし、どの種類であれアスベストが肺に吸入されると、肺の細胞を傷つけて呼吸を不可能にし(石綿肺)、肺がん、肺や胃の外面のがん(中皮腫)、場合によっては他の組織のがんを発生させ、死に至らしめることもある。継続的な曝露が最悪であるが、たった一度の曝露によっても、何十年もたってから致命的ながんを発生させることもある。

●だれが最もリスクがあるか？

アスベストが人々を死に至らしめることは、前世紀から知られていたにもかかわらず、アスベストのコントロールをめぐる物語は、機会を逸失した悲劇である。各々の世代の人々は次第に、アスベストがそれ以前に信じられていたよりも危険であることを理解する。専門家や政策決定者が「リスクは低い」(異なる見解を表明する者はデマを飛ばすものとレッテルを貼られるのが常であった)とみなした職業の中で、死体が山積みになるまで、アスベストによる被害者が拡大し続ける。

リスクを予想し、それを予防するよりも、むしろ、イギリスにおける公衆政策は、抵抗できないような証拠がでてくるまで待つというものであった。必要な行動は常にあまりにも少なく、あまりにも遅く、何十年もの間にアスベスト関連疾患が拡大していった。

今世紀の前半には、生のアスベスト繊維を採掘したり扱う人々(港湾労働者や船員など)が、よりリスクが高いと考えられていた。第2次世界大戦後には、造船労働者やアスベスト製品を製造する人々が含まれるようになった。

最近では、そのような初期に製造または建築されたアスベストは老朽化し、ぼろぼろにくずれて大気中に飛散するようになり、保守・修理労働者(および皮肉にも、くずれやすい物質を除去し、処分する労働者)が、リスクが高いと考えられるようになっている。

教師や他の、直接アスベストに曝露する仕事ではないが、近辺にいる(とりわけ学校や他の公共建築物の)人々の死亡率が増加してきており、TUCでは、これがアスベストによる死亡の第2の波になるかもしれない、顕在化するのには次世紀になるにせよ、それはすでに始まっているかもしれないと警戒している。

●現在の法令の状況は？

アスベストの使用をコントロールする法令はいくつか存在し、青および茶アスベストは、事実上すでに禁止されている。主な法令は、1987年のアスベスト作業管理規則、1983年のアスベスト(免許)規則および1985年のアスベスト(禁止)規則である。

HSE(安全衛生局)では、監督、強制執行やキャンペーン等を組み合わせて、これらの規則の実効を確保しようとしている。最近の例では、何千名もの保守・修理労働者がHSEにアドバイスを求めている。

強制執行(enforcement action)は最近強化されており、1996年にはこれまでで初めて、建築業者(Roy Hill)が、ブリストルにある使用されていない工場の解体工事中に、労働者と住民をアスベストを吸入する危険にさらしたという理由で、3か月間投獄された。補償のケースでも積極的になってきている。1995年9月、51歳の、農薬会社Fisonsの元労働者Keith Batemanが、中皮腫により26,000ポンドの損害賠償を勝ちとった。高等法院の裁判官は、きっぱりと会社の責任を認め、「Fisonsが労働者の安全のために積極的な配慮を払ったという証拠はまったくない」と語った。

しかしながら、HSEの予算は削減されつつあり、監督、アスベスト規則違反の発見は低下してきており、また、現行のアスベスト除去業者認可制度は見直す必要がある。除去業者の法令違反の発見は1989年に7,000件にもなっている。1990年から1993年の平均は7,570件である。イギリスの認可を受けた768のアスベスト除去業者のうち、1983年から1984年に免許を取り消されたのはたった13社だけである(1990年から1993年の間にはひとつも取り消されていない)。

アスベストに関してイギリスが直面しているはるかに重大な問題は、すでに公衆の建築物に広く使用されてしまっているアスベストの問題である。TUCではここ数年、建築物の所有者に、建築物の中のアスベストの調査、記録、表示、および、将来の補償や補修の際に必要な記録を入手できるような登録、の法的義務を制定するように主張している。

アスベストが見つかったときに、それを除去することが常に適切であるとは限らない。しかし、アスベストを含有した物質は、最も適切な基準にしたがって保守されなければならない(それは高価である)。アスベストの除去作業は安全に行われなければならない、TUCとHSEは、「湿潤化し覆いで囲う(wet stippling)」方法によらなければならない、可能な場所では繊維が空气中に飛散ないように水をかけなければならない、と考えている。

輸入を禁止することは、現存するアスベストによる危険性から人々を守る重要性を強めるものであるが、その主要な目的はむしろ次の世代を守ることである。

●アスベストに関してなされなければならないことは？

1997年2月17日、HSC(安全衛生委員会)は、政府は白アスベスト(クリソタイル)のヨーロッパでの禁止を支持し、建築物の所有者にアスベストの調査を命じること、および、アスベスト免許規則の効果を見直すこと、を検討すべきであるという勧告を報道機関に対して発表した。

これらの提案はためらいがちではあるが、HSCとHSEが正しい方向を向きつつあること、

また、TUCや他のキャンペーン団体によって進められてきた提案の実現の可能性がでてきたことを示唆している。われわれは、免許規則の見直しと建築物の調査の法的義務(記録、表示、登録の提案も含めて)についての協議を早急に実現させていきたいと考えている。

しかし、最大の関心は、白アスベスト(クリソタイル)禁止の提案である。TUCは、政府が、EUの他の国が第一歩を踏み出すのを待つことも心配している。

実際には、EUの中のいくつかの政府は、すでに自国内で白アスベストを禁止しているのである。WHOの専門家のレポートに応じて、フランス政府は、1996年9月に白アスベスト製品の輸入を禁止した。これは、EU加盟国の中でアスベストを禁止した8番目の国—全く多数派である—になる。

TUCは、イギリス政府が、ヨーロッパのパートナーたちの後塵を拝するのではなく、先頭に立つであろうと信じる。政府は、イギリス国内での白アスベスト製品の輸入を禁止すべきであり、また、EU内での白アスベストの輸入が禁止されるように、正式にヨーロッパ議会に提案すべきである。

●その他の情報

反アスベスト工業協会(sociation of Manufacturers Against Asbestos (AAA))は、ヨーロッパ中のノン・アスベスト製品を生産している製造業者の団体である。その主要な目的は、ヨーロッパおよびさらに広範な、クリソタイル・アスベストの輸入と使用を禁止する規則の制定を要求することである。イギリスでは、Cape plc、CemBrit Building Products等がメンバーになっている。

職業病・公害病協会(The Occupational and Environmental Diseases Association (formerly SPAID))は、アスベスト使用禁止のキャンペーンおよび被災者やその家族に、アスベスト関連疾患であることの証明と補償の獲得方法のアドバイスに、25年以上の経験をもっている。また、物質や肺の標本を分析できる電子顕微鏡を所有している。

Clydeside Action on Asbestos は、イギリスで中皮腫の発生率が最も高い旧造船地域で、多数の被災者に対する援助を行っている。地域の被災者グループの中で最も活動的な団体である。

The Construction Safety Campaignは、建設産業でのよりよい安全衛生をキャンペーンする、アスベスト被災者および建設労働者の独立した団体である。

安全衛生局(The Health and Safety Executive)は、アスベスト法令の履行と強制を担当する行政当局である。また、アスベストの曝露限界を設定し、アスベスト政策について安全衛生委員会(Health and Safety Commission)に助言する。最も権威のあるアスベストおよびその除去に関するガイダンスやリーフレット、出版物を発行している。

(日付不明、1997年2月以降に作成された文書 翻訳：全国安全センター)

安全衛生委員会(HSC)の報道機関向け発表資料(1997.2.17)

ヨーロッパのクリソタイルを含むアスベスト禁止を支持する

安全衛生委員会は環境大臣に対し、以下を勧告した。

EUの現行の白石綿(クリソタイル)規制を拡大し、満足のいく代替品がない限られた数の例外を除き、白石綿のすべての用途を禁止するよう、政府が働きかけること。

これは、イギリスのアスベスト規制の発展のため安全衛生委員会が行なってきたいくつかの勧告のひとつである。これまでの勧告の一部は1996年5月に安全衛生委員会が公表したDiscussion Documentの結果である。安全衛生委員会は、規制の基本的枠組みは変えるべきでないが、安全衛生局がアスベスト規制の以下の変更(および適切な場合には提案)を検討するよう助言した。

- ・ 現在より広範囲のアスベスト製品の取り扱いに際し、安全衛生委員会のライセンスを必要にする。
- ・ 建築物所有者にアスベストの調査を求める。
- ・ 労働者をアスベストにさらす作業をする場合の当局への届出の法定期間を、28日から14日にする。
- ・ どんな臨時の(偶然の?)アスベスト作業にも規制を明確に適用する。

安全衛生局はまた、安全衛生委員会の改訂基準に合致するよう、アスベストに関する安全衛生委員会の2つのCode of Practiceを再点検しており、アスベストに関する安全衛生局のすべてのguidanceも再点検している。

安全衛生委員会は、必要な規制の変更に関するConsultative Documentを1998年の半ばまでに発行する予定である。これは1999年には変更を施行するためである。安全衛生委員会の毒物助言委員会もEUの規制に合わせてイギリスの白石綿規制値を見なおすよう求められている。EU法により必要となる規制変更を、すべてEUのスケジュールに合わせて導入しなければならない。

この勧告について、フランク・デービス委員長は以下のように述べている。

「アスベストは、われわれが今日直面している最大の職業リスクのひとつである。現在、イギリスでは毎年約3,000人が過去にアスベストにさらされたために死亡している。この数はさらに増えるだろう。安全衛生委員会は、今後数十年でこの傾向は逆転すると信じている。使用者と労働者が現行の規制を厳密に守れば、アスベストの危険性は非常に小さい。しかし、だからといって何もしないということではない。われわれは、労働者の健康を守り、使用者が理解しやすいように規制を改善する方法を検討するよう、安全衛生局に要請した。」

「同時に、過去に使用され、現在もそのままになっているアスベストの危険性について知らせる必要がある。このため、2月17日の週から3か月間、安全衛生局はnational tabloidsとtrade pressで、労働者、一人親方にアスベストの危険性を知らせる広報を実施する。」

(翻訳：アスベスト根絶ネットワーク)

イギリスにおけるアスベスト労災統計

表1 じん肺 認定者数

年齢	炭 坑					アスベスト					その他					合 計					
	労働能力喪失率					労働能力喪失率					労働能力喪失率					労働能力喪失率					
	10 または 未満	20 30 40	50 60 70	80 90 100	合計	10 または 未満	20 30 40	50 60 70	80 90 100	合計	10 または 未満	20 30 40	50 60 70	80 90 100	合計	10 または 未満	20 30 40	50 60 70	80 90 100	合計	
1992																					
45歳未満	1	0	0	0	1	2	3	0	0	5	0	0	0	0	0	3	3	0	0	6	
45-64歳	53	22	2	0	77	40	106	2	11	159	5	2	0	0	7	98	130	4	11	243	
65歳以上	114	160	26	5	305	42	109	13	26	190	7	12	1	1	21	163	281	40	32	516	
合 計	168	182	28	5	383	84	218	15	37	354	12	14	1	1	28	264	414	44	43	765	
1993																					
45歳未満	3	0	0	0	3	0	0	0	1	1	0	1	0	0	1	3	1	0	1	5	
45-64歳	25	23	0	0	48	49	113	6	5	173	9	5	0	1	15	83	141	6	6	236	
65歳以上	118	189	26	11	344	44	170	12	18	244	2	15	5	2	24	164	374	43	31	612	
合 計	146	212	26	11	395	93	283	18	24	418	11	21	5	3	40	250	516	49	38	853	
1994																					
45歳未満	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1	0	0	2	2	1	0	0	3	
45-64歳	26	29	0	1	56	33	87	6	16	142	6	6	0	0	12	65	122	6	17	210	
65歳以上	189	291	34	13	527	34	152	26	21	233	7	21	2	3	33	230	464	62	37	793	
合 計	215	320	34	14	583	68	239	32	37	376	14	28	2	3	47	297	587	68	54	1006	
1995																					
45歳未満	0	0	0	0	0	2	1	0	1	4	0	1	0	0	1	2	2	0	1	5	
45-64歳	34	21	0	1	56	40	95	6	8	149	4	9	0	1	14	78	125	6	10	219	
65歳以上	121	178	23	6	328	39	190	17	28	274	6	23	2	3	34	166	391	42	37	636	
合 計	155	199	23	7	384	81	286	23	37	427	10	33	2	4	49	246	518	48	48	860	

表2 アスベストによる死亡者数

	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	
石綿肺																					
肺がん合併(A)	49	53	59	60	45	57	77	75	58	58	66	84	57	78	74	76	57	70	70	70	
中皮腫合併(B)	50	75	53	85	75	69	65	80	88	89	86	65	110	89	97	119	86	86	135	108	
他疾病合併(C)	48	63	74	49	54	48	60	53	62	67	74	82	86	73	81	88	106	80	102	104	
小計(A+C)	97	116	133	109	99	105	137	128	120	125	140	166	143	151	155	164	163	150	172	174	
石綿肺計(A+B+C)	147	191	186	194	174	174	202	208	208	214	226	231	253	240	252	283	249	236	307	282	
中皮腫																					
胸膜	207	231	258	283	342	368	326	347	469	483	455	531	610	645	645	655	748	753	585	567	
腹膜	20	32	25	33	37	43	27	31	41	45	48	43	44	55	54	59	49	58	45	51	
胸膜および腹膜	6	7	11	23	13	8	7	20	9	12	16	14	19	20	15	17	17	16	15	14	
部位不詳	38	42	38	54	41	37	108	109	53	81	98	116	141	152	195	154	197	255	494	603	
中皮腫計(D)	271	312	332	393	433	456	468	507	572	621	617	704	814	872	909	885	1011	1082	1139	1235	
(上記のBを含む)																					
男性	219	256	272	330	341	354	395	415	477	536	532	603	708	759	774	768	862	950	994	1083	
女性	52	56	60	63	92	102	73	92	95	85	85	101	106	113	135	117	149	132	145	152	
死亡合計(A+C+D)	368	428	465	502	532	561	605	635	692	746	757	870	957	1023	1064	1049	1174	1232	1311	1409	

注：1990～1994はがん登録が不完全なため暫定値のみである。

図1 石綿肺

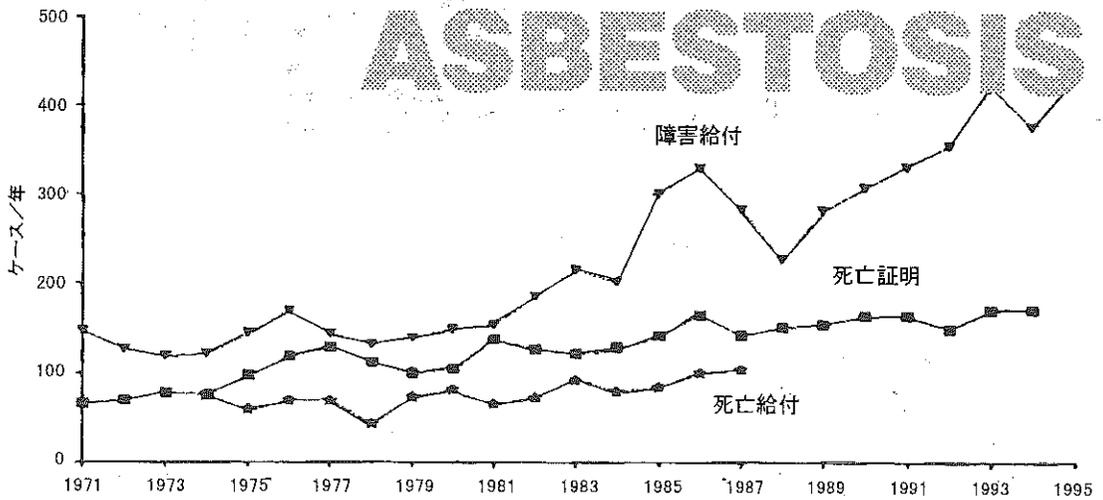


図2 中皮腫

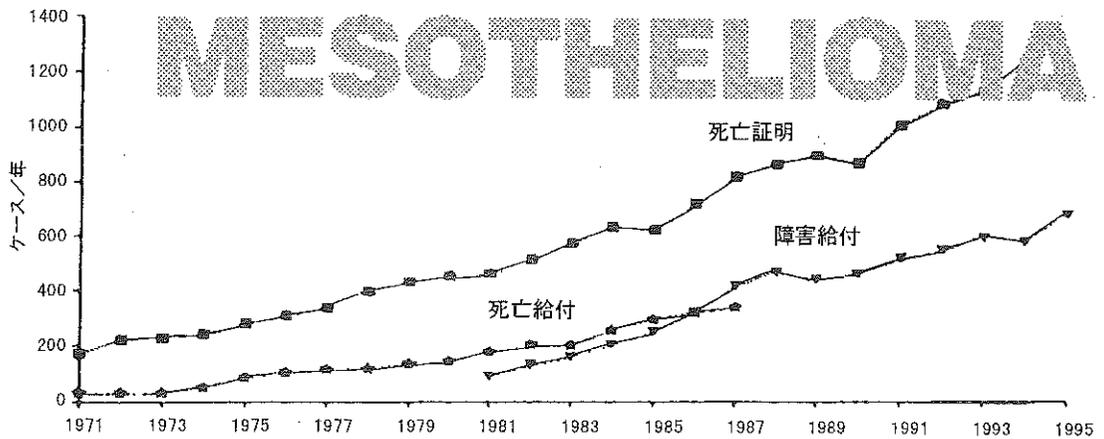
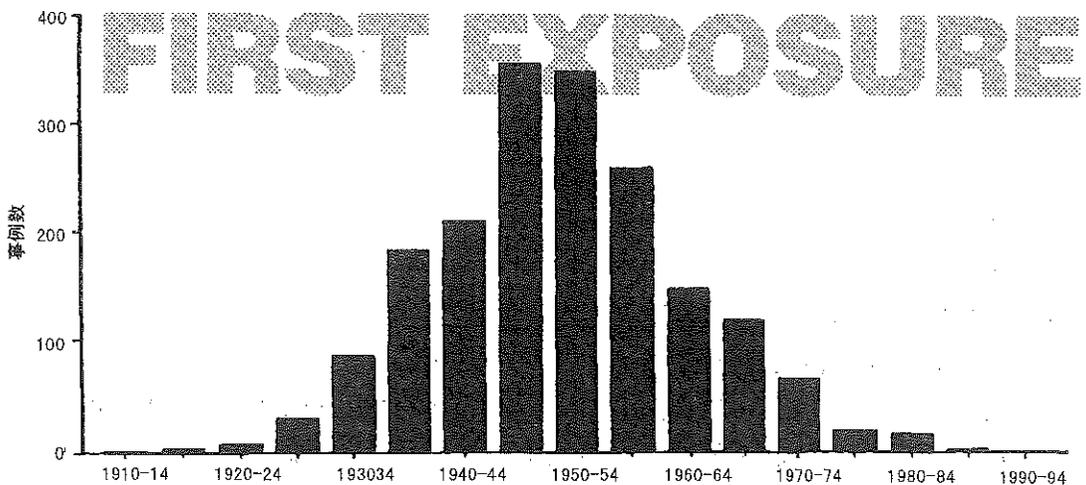


図3 石綿肺：1991～1995年に障害給付を受けた事例の最初のアスベスト曝露時期



アスベスト全面禁止後の フランスの動き

真下俊樹(市民エネルギー研究所)

I. 1997年の概観

禁止が決まった1996年のような(No.21を参照)大きな動きはなく、新法の施行監視、被害者の掘り起こしと救済、撤去アスベストの処理問題など、地味だが具体的な実効性のある運動が目立った。原則廃止立法という制度上の目標を達成した現在、フランスの反アスベスト運動は、アスベストがもたらした被害の具体的な修復という新しい段階に入ったと言える。

II. 被害者への補償

A. 全国的に損害賠償請求訴訟が多数提訴

原告は、被害者個人や被害者団体の場合もあるが、ANDEVA(アスベスト被害者擁護全国会)など支援組織が代行しているものもある。

B. 職業病認定促進のための運動

ANDEVA、FNATHなどの被害者支援組織では、被害者の掘り起こしと、職業病認定を促進するために、次のような運動を進めている。

1. 職業病認定申請ガイド

アスベスト被害者の権利や申請の手続などを、具体的に分かりやすく解説したパンフレットを作成し、配布。

2. 認定作業の円滑化のための制度改正に向けた運動

職業病の認定手続はフランスでも煩雑で、時間がかかり、認定基準が厳しい。このため、ANDEVA、FNATHなどでは、認定作業の円滑化をはかるために、次のような項目を含む8項目の認定作業の改正案をまとめ、各労働組合に取り組みを要請。

a) 認定審査期間の短縮

4か月以内に決定するようにする。

b) 曝露証明書類や手続の簡略化

c) じん肺に対する特記事項の撤廃

じん肺に関しては、3人の医師の診断が必要、曝露期間が5年以上などの特記事項があり、これまで、認定制限の理由として利用されてきた。これを撤廃する。

- d) 認定基準の緩和
- e) 退職者の追跡認定

III. 撤去作業

- A. 1996年度：小中学校、高校の撤去作業費用の援助として5億フラン(100億円)を計上。
1997年7月までに、校舎にアスベストが使われているかどうかの調査を完了しなければならない。
1999年12月31日までに、撤去を完了しなければならない。
国が総工費の25～50%を補助。
- B. 建設業界は、吹き付けアスベストの固化を提案。
吹き付けアスベストの上から固化剤を塗布して固めるもの。コストが格段に安い。
- C. 1997年1月～5月：政府の認定を受けた撤去業者のリストが官報に掲載された。
- D. アスベスト撤去市場は、フランス国内で少なくとも350億フラン(7,000億円)－DAFSA(公共事業・建設業界の経済分析機関)の見積もり。
法の求める撤去作業には、その倍700億フラン(1兆4000億円)が必要のはずだが、資金的な問題からそのうち実行されるのは半分程度とみられるとしている。
- E. 1996年末：RATP(パリ交通公社)の地下鉄運転手が、施設や車両に使われているアスベストの安全性の確認を要求してストライキ。
RATP当局は全駅舎、通路、地下線路などの総点検と、危険箇所での撤去を決定。
- F. 1997年2月：SNCF(フランス国鉄)が、元蒸気機関車運転手24万人を対象にアスベスト被害の追跡調査を行うと決定。
現在、年97人の元運転手がアスベストが原因で死亡しているとの推計が発表された。

IV. 撤去したアスベストの処理

現在の環境省の処理方法は不十分。より安全な処理方法を定める必要がある。

- A. フランス環境省は2つの方法を考えている
 - 1. ガラス固化：6,000フラン/トンとコスト高
 - 2. 第一種特定産業廃棄物扱い：2,000フラン/トンと安い
2重の密閉袋に入れて埋設
しかし、1998年3月から施行されるEUの新基準では、コンクリート固化などの「安定化」が必要とされている。
- B. セミハード・アスベスト材が、処理規制の対象外になっているのは問題。
- C. 大気中アスベスト濃度が2本/cm³と非常に緩いのは問題。

V. Jussieu(パリ大学第7分校)

23年前からアスベストの危険が指摘されており、再三にわたって撤去作業開始が決定されたが、現在も作業は始まっていない。

- A. 1974年：公式文書がアスベストの危険性を指摘
「このような健康に危険な状態で職員や学生を研究させることは困難」
- B. 1978年：厚生省が数百万フランの予算を確保
「撤去作業は1979年6月に完了させる」と発表。だが、作業はまったく行われず。
- C. 1981年：左翼政権も動きなし
- D. 1995年3月：撤去作業が再び議論の遡上に
- E. 1995年9月：厚生大臣が「撤去作業の義務づけ」をうたったデクレ(政令)を公布。だが、数週間後に大臣交代。それっきり。
- F. 1995年11月：地質鉱山研究局(BRGM)が、「アスベスト曝露の危険大」とする研究報告を発表
- G. 1995年12月：教育相が早急な作業開始を約束
- H. 1996年7月14日：シラク大統領、JussieuのZAC Seine左岸への移転を公約。しかし、その後教育相が、プレハブ校舎を使って、移転せずに撤去作業を行うと発表。
- I. Jussieu当局：政府の決定を無視
ZAC Seine左岸への移転の意向を発表。プレハブ校舎の話は打ち切りのもよう。
- J. 1996年12月：Jussieu当局と教育省が協議の末、移転しないままアスベストの完全撤去を行う契約を交わす。1999年まで、12億フラン(240億円)の予算を計上。
- K. 1997年4月18日：作業開始予定日にも何も始まっていない
作業を行う部分のみ、順にプレハブ校舎に一時移動して作業を行う。大きなラボを対象に実験的に作業を開始。当初の見積もりよりもはるかに難しいことが判明。
Jussieuでは、すでに教員や事務員など20人以上がアスベストによる職業病に認定されている。
- L. Jussieuに同居しているParis VIと地球物理研究所はZACへの移転を希望
- M. 1997年10月：職員3名の請願に基づき、パリ行政裁判所はJussieu当局に対して、「暫定的防護対策の現状報告を命令」
これまでに、天井をビニールシートで覆う、配管にカバーをつける、天井、窓などの隙間をふさぐ、などの暫定作業が行われた。しかし、防火、電気設備の安全性など、他の問題も指摘されている。そこで、Jussieu職員の安全問題全体について、独立の調査を行い、安全性問題全体に対する可能な対策を提言させる必要がある、との判断から。

資料／フランスにおけるアスベスト問題

なくせじん肺全国キャラバン 京都シンポジウム (1997.10.12) フランスCGT建設労連産業医ピエール・ルグレー氏の報告(抄)

ここで、フランスにおけるアスベストによるじん肺がどれだけ大きな問題となっているか、簡単に触れておきたいと思います。

1945年にアスベストによるじん肺が始めて認定されて以降、フランスには国民1人あたり73キロのアスベストが輸入されました(フランスの人口は約6千万人です)。これは、フランス全体で発がん物質が450万トン輸入されたことになります。

アスベストは、断熱、耐火物質として、他の多くの建材と混合して、土木工事にかなり広く使用されました。現在適用されている基準に照らすと、1ミリグラムのアスベストでも、5,000立方メートルの空気を深刻に汚染することになります。

1995年には、アスベストによる職業病が777件認定され、そのうち44件は建設・土木部門です。これは、造船業やアスベスト加工業などで過去にアスベストにさらされたことによるものです。

1996年、フランスの医学統計研究所は、アスベストを原因とする死亡が3,000件以上あったと発表しています。

疫学的推算では、今後数十年間、毎年10,000人以上がアスベストが原因の病気で死亡し、そのうちの80%が建設・土木労働者、特に本体工事の労働者であると予測されます。

アスベストにさらされてから30年から40年もたってからかかるこれらの病気は、フランスで最大の医学的な惨事となるでしょう。

私たちの組合は、フランスでのアスベストの全面禁止と、たとえかつて喫煙者であってもアスベストにさらされた労働者が肺がんにかかった場合、それを職業病と認定することを求めて、運動を進めてきました(注: シンポジウムでの配布資料に「1997年1月1日から運動を開始」とあるのは誤訳)。

1997年1月1日からアスベストの原則禁止が実施され、現在、アスベストに汚染された建物の調査、およびこれらの建物からのアスベスト除去の広大な計画が実施されています。

このアスベスト汚染除去作業にあたる労働者の、粉じんの許容基準は1立方センチあたり0.1繊維で、医学的モニターと労働監督は極めて厳しいものです。

このような成果をかちとることができたのは、労働者のたたかいが決定的に重要でした。また、私たちはアスベスト犠牲者を守る会(注: ANDEVAのことを指していると思われる)の結成を呼びかけ、この会は犠牲者をリスクにさらした企業の責任を追及する裁判を起こしています。

資料／ヨーロッパにおけるアスベスト問題

●ETUC(ヨーロッパ労連) Report 9-97

"28 May: European Day of Action for Employment" から

ETUC(ヨーロッパ労連 ヨーロッパ28か国の61のナショナルセンター等および14のヨーロッパ組織で構成 5,700万人 <http://www.etuc.org/>)の執行委員会(Executive Committee)は、自らの「よりよい労働環境に向かって」という文書に基づいて、1997-1998年の「安全衛生」問題に関する優先事項についての決議を採択している。

決議の中で執行委員会は、SAFEプログラムの速やかな実行、化学薬品に関する指令の採択を求めている。

執行委員会は、アスベストの全面禁止にも賛意を表明している。

1997年後半からETUCは、筋骨格系(疾患)問題に関するヨーロッパキャンペーンを開始するとともに、この問題が委員会によって次のヨーロッパ労働安全衛生週間の課題とされるよう要望する。

●ETUC Report 25-97

1997年11月17日のETUC「環境と持続可能な開発」に関するワーキンググループ会議(ブリュッセル)の会議の報告から

「ETUCは、工業製品および最終消費者向け製品にアスベストを使用することの全面禁止を要求する。」 ETUC副事務局長の Erik Carlslund は、10月15日に国際自由労連がブリュッセルで開催した人造鉱物繊維に関する安全衛生セミナーの席上、こう語った。

ETUCは、安全衛生のルールは常に競争力よりも重要であり、有害な製品の代替物の研究が促進されなければならないことを主張している。

「経済の国際化は、国境を越えた解決とルールを求め、また引き上げていく必要があることを意味している」と、Carlslundは語った。

代替物は現に存在しているのであり、アスベストはすでにヨーロッパのいくつかの国で禁止されている。

ヨーロッパ規模での全般的な禁止の時期はいま熟してきている。ETUCは、すでにこのために欧州議会でのロビー活動を開始している。

(翻訳：全国安全センター)

じん肺・アスベスト被災者 救済基金設立總會議案

1997.11.9 横須賀商工労働センター

じん肺・アスベスト被災者救済基金設立趣意書

造船所をはじめとする職場では、仕事による粉じんやアスベストなどによって多くの労働者が健康被害を受けてきました。じん肺や石綿肺がん、しかし、この被害の救済は、十分ではありませんでした。本来、その発生を予防し、もし被害が起きれば迅速に補償しなければいけない企業は、その責務を十分に果しているとは言えません。労働基準監督署も、敷居が高すぎ、被災者にとって身近なものではありません。また、じん肺やアスベストによる肺がんや労災補償の関係について熟知している医師、医療機関も決して多くはありません。

さて、横須賀では、住友重機械工業で長年働いてきた8名の退職者が、1988年 石綿じん肺被害の企業補償を求めて、裁判に立ち上がりました。以来、9年近くの闘いは、1997年3月 企業による遺憾の表明と和解金(企業補償金)の支払いというかたちで勝利しました。さらに、原告以外の退職者についても補償する協定を結びました。また、この成果をもとに、1997年7月に行なった電話相談「じん肺・石綿健康被害ホットライン」には、関東近県から100件もの相談が殺到、あらめて事態の深刻さを実感することとなりました。

この運動を通じて、私たちは、まだまだたくさんの被災者が、その権利の行使ができていないことを知りました。多くの方々への情報の伝達、相談に応じたり、労働基準監督署や会社との交渉、被災者団体、労働組合、医師や弁護士等との協力が、さらに必要だという確信を持ちました。そして、私たちの活動の影響が神奈川に、日本にとどまらないことを実感しています。今回設立する基金では、このような活動を財政的にも可能にする役割を担いたいと思います。

はじめに—基金の設立の経過とこれから—

じん肺やアスベスト関連疾患の被災者への支援制度は、いまなお十分ではありません。とくに退職後は健康管理体制すら法的になく、健康管理手帳の支給範囲がようやく、不十分な点を多々含みながら、本(1997)年拡充されたところ です。高齢の被災者や家族にとって、会社や労働組合との関係も薄れて、在職証明をとること自体が容易でないし、労働基準監督署や、

じん肺や石綿の健康被害は、退職後でも労災になることを知っていますか？

じん肺・石綿健康被害

電話相談開設

(ホットライン)

7月13日(日)～7月15日(火)

午前10時～午後5時

TEL. 0468-65-2960

造船所 で働いてきた方々は、溶接や石綿を扱う仕事などで、長年粉じんを吸い込んでいます。長びくセキ、タン、息切れ。
じん肺 は、粉じんが肺の中の細胞にこびりつき、そのため肺の機能が奪われてゆく、典型的な職業病です。しかも粉じん作業を離れたあとも病状が進行します。
石綿 いしわた、アスベスト、いずれも同じ物です。防音や断熱のために、造船や建物などに大量に使われてきました。石綿は、肺に入ると、じん肺(石綿肺)や、肺ガンや悪性胸膜(肋膜)中皮腫を引き起こすことがある危険な物質です。
労災補償 じん肺や石綿による肺ガン、中皮腫は、退職後の発病でも労災補償をうけることができます。さらに、住友重機械㈱では、組合が要求して、退職者への補償制度もできました。是非ご相談下さい。



石綿によって作られた肺(左肺臓) — じん肺の原因 —
 じん肺はじん肺病の一種(じん肺病)の原因です。

全造船機械労働組合 住友重機械㈱・浦賀分会 電話0468-41-1046

社神奈川労災職業病センター 横浜市鶴見区鶴岡町20-9 電話045-579-4239

意見広告

1997年7月11日(金) 神奈川新聞よこすか版

労働基準局へ提出する書類の記入はそれ自体が負担でした。

医療機関、労働組合、NPOの労災職業病センターなどの様々な支援があり、被災者の健康診断、労災申請、上積み補償の交渉が、ひとつずつ行われてきました。長年の日々の積み重ねの一方で、雇用者の安全配慮義務の責任を問うたじん肺訴訟、肺がん訴訟が起こされ、本年和解となり協定が作られました。和解の最終過程と和解になった後、長年支援し協力した人々の中で、裁判後の支援に関して様々な意見がかわされました。最も曝露の多い下請け企業の労働者の救済が十分されていないのではないか、じん肺管理区分2等の軽度の被災者の救済がはかられていないのではないか、住友重機械工業以外の被災者にどう応えていくのか、が重要な点でありました。

和解の解決金の一部をもとに行われた、じん肺・石綿健康被害ホットラインの意見広告と電話相談の反響は著しいものでした。企業への上積み以前に、多くの被災者が労災としての認定すらうけていない現状が明らかになりました。諸外国の行政官や研究者が、「日本の石綿関連疾患の労災認定は、一桁から二桁少なすぎる」という事態を裏づけたのです。様々な分野の人々が定期的に協力しあって、被災者を継続して支援できる団体の必要性を、多くの協力者が等しく認識しました。

1997年7～8月にかけて今後の支援の構想は、基金というかたちにまとまっていき、9月17日にこれまで関係してきた団体間で予備的な話し合いがもたれました。それを受けて、9月25日に第1回の基金運営委員会準備会が横須賀商工労働センターで開催され、名称と目的、運営委員会と事務局、総会、会員資格等をめぐり活発な議論がかわされました。並行して基金事務局の準備会も開催され、10月16日の第2回の基金運営委員会準備会で、基金の内容に関する概要が定まりました。

この10数年、横須賀での様々な取り組みは、日本の造船のじん肺アスベスト被災者の救済の先駆けでありました。その火はいま日本の各地へ広がりつつあります。基金の概要が決まっ

た翌日の10月17日、日本だけでなくアジアでも初めての石綿肺がん訴訟の大内石綿肺がん訴訟が勝利の上和解しました。今後横須賀は、日本だけでない多くの石綿関連疾患被災者の救済のモデルともなるでしょう。基金は、まず横須賀の活動から始まり、神奈川全体の被災者をカバーしていきます。基金は、じん肺とアスベストのことを地球規模で考え、地域で活動します。しかし、この基金の影響が、神奈川や日本のみにはとどまらないことが確実ないま、未来を見据えた十分な創造力、発想、責任感をもち、私たちは新たな一步を今日歩み始めます。

こんな活動をする予定です(1997年度活動方針)

- ① じん肺やアスベスト疾患の根絶には、粉じん曝露の機会を極力減少させることが必須です。産業現場で粉じん作業をなくすこと、隔離すること、局所排気や、より危険の少ない代替品への変更や、防じんマスクの使用等を推進することが必要です。基金は、会社・労働組合、環境測定機関、工学者、労働行政、石綿対策全国連等の様々な団体と協力して、健康障害発生の予防活動の支援と助成に努めます。
- ② 粉じん曝露の予防や対策には、被災者や粉じん曝露の当事者に、粉じんやアスベストの影響に関する十分な情報が、わかりやすく伝わることが重要です。いまなお、多くの被災者が不十分な内容しか知らない現状があります。基金は、被災者に対する学習活動の実施と支援および助成を行っていく予定です。
- ③ 多くの被災者が、労災になることを知らずに通院し、仕事による疾患と知っても労災認定の手続を知らず、また手続が煩雑な故に断念をしています。基金は事務局を中心に、1997年7月のホットライン活動による被災者の労災健康相談および労災認定への支援を最初の活動とし、今後継続してホットライン活動による支援に取り組んでいきます。
- ④ 症状が悪化し、家にいることも多い被災者にとって、被災者患者団体の存在は大きな励みです。また、制度の不備や個人では解決不可能なこと等に関しても、被災者患者団体の交渉で解決される課題もあります。基金は、被災者団体や患者団体と協力して活動していきます。
- ⑤ 労災相談や認定業務は、現在まで、労働組合、神奈川労災職業病センター、医療機関の協力で進められてきています。基金は、事務局で相談や認定業務を直接行う一方で、多くの被災者を救済するために様々な団体への支援や助成を行っていきます。
- ⑥ 現役中は雇用主から被災者に直接の補償があるのに、退職後にはない現状がありました。今回、労働組合の運動により、退職後の企業内補償協定が結ばれたのを契機に、基金は企業内補償を要求する労働組合の活動への支援と助成を行います。
- ⑦ じん肺およびアスベスト疾患の診断や治療には、医療機関の協力が欠かせません。また、健康被害の影響を知るために初めて行われた横須賀での疫学調査も、大きな反響を呼びました。基金は、じん肺やアスベストによる健康被害の調査研究を行う医療機関への協力お

よび助成を行います。

- ⑧ 被災者に関する支援は、上記のように様々な団体が協力して成り立っています。さらに、法律的な点では弁護士の、作業環境管理では衛生工学者の、その他の学術関係者の協力も欠かせません。そうした活動が、連携をとり、互いに調整されながら進むことが、被災者の支援には必要です。基金は、重要な課題で関係諸団体の連絡と調整を行います。
- ⑨ 現在まで被災者の支援は、様々な団体や個人の多大な無償の協力の上に成り立ってきました。しかし、今後も継続した支援を行うためには、交通費や必要経費などの助成、わずかながらでも協力費を支給できる体制が必要です。基金運営委員会は、拠出金や寄付金をもとに基金を管理して、継続した被災者の支援活動ができるようしていきます。
- ⑩ 基金の活動を多くの方に知っていただくために、パンフレットとともに、年1回の基金のニュースを発行します。
- ⑩ フランスが今年1月にアスベストを全面的に禁止し、また、イギリスがアスベスト禁止に踏み出そうとしている現在、日本のアスベスト消費は世界で突出したものになっています。基金も、石綿対策全国連などと共に、1998年 アスベスト規制の大きな動きの一端を担うつもりです。
- ⑫ じん肺診査ハンドブックの改正や、珪酸による肺がんの認定の問題にも、他団体と共に取り組んでいきます。
- ⑬ その他被災者の支援のために必要な活動に適宜取り組んでいきます。
- ⑭ 以上の活動を進めるために、多くの方々の協力を得て、財政基盤の確立に努めます。

* 石綿対策全国連絡会議に対して、同基金の運営委員を出してほしいとの要請があり、第11回総会でこの要請に応えていくことが確認されました。

大内石綿肺がん訴訟・勝利的和解勝ち取る一訴訟の経過とその意義

日本初の石綿肺がん訴訟が、10月17日午後横浜地裁横須賀支部で、会社が実質的に責任を認めるかたちで和解しました。

1. 1995年7月、大内スイさん(妻)が、遺族原告として提訴

大内石綿肺がん訴訟は、長年住友重機で重量物運搬工として造船作業に携わり、石綿(アスベスト)粉じんを吸い込んで石綿肺がんとなった大内久さんの遺族(妻・大内スイさん)が、1995年7月28日に、住友重機械工業を相手に提訴した裁判です。

2. 住友重機械工業で、造船作業に従事し、石綿に曝露

大内久さんは、1943年 浦賀船渠(現、住友重機械工業)に入社、敗戦まぎわに招集、そして敗戦後一時期帰郷し農業に従事、1951年6月に浦賀船渠に再入社しました。そして、1979年に退職するまで、機関艀装関係の重量物運搬工として造船作業に従事、さらに、停年退職後の

1980年から1986年まで、住友の構内下請けの石渡船舶で、同様の作業に従事し、働きました。

重量物運搬工というのは、エンジンなどの主機関や発電機等の補機関を、船内の設置場所へ運び込む、また、主機関、補機関等を設置場所から移動させて、船外へ運び出すことを、主な仕事にしています。エンジン等のある機関場は、パイプに石綿を巻いたりはがしたりという作業が行われますが、大内さんが主機関・補機関の運搬作業をしている間にも、近くで石綿作業が行われ一つまり、混在作業となり、石綿粉じんを吸い込んだのです。

3. 1992年、石綿肺がんで労災認定

大内さんは1987年8月、横須賀共済病院において、石綿肺がんと診断で肺がんの切除手術を受け(切除した肺から、多数の石綿小体が認められている)、その後、闘病生活を送りましたが、1991年3月 死去されました。

1987年12月、石綿によるじん肺ということで、神奈川県労働基準局へじん肺の管理区分申請を行ないましたが、1988年1月、管理区分1(じん肺所見なし)の決定となったため、労災の補償の請求は行なえませんでした。

1990年2月、神奈川県労働基準局に労災相談をし、センターの協力のもと同年8月、横須賀労働基準監督署へ石綿肺がんで労災申請し、1992年3月に業務上の認定が勝ち取られました。

4. 大内スイさん、裁判を決意

じん肺の管理区分申請に当たり、会社も所属していた労働組合も、適切な対応をせず、また、労災申請の時には事業主の証明を拒否するなど、会社の態度は、終始不誠実なものでした。

一方、じん肺管理区分1の決定となったことで、一度は労災を諦めた大内さんに、横須賀石綿じん肺訴訟の原告であった大森智さんが、神奈川県労働基準局に相談することを勧め、その結果、労災認定が勝ち取られました。そして、肺がんで亡くなる前には在宅酸素療法となり、不自由な生活を強いられていた夫の姿、我慢強い夫が肺がんの痛みで苦しんでいた姿を思い、会社に謝罪してもらいたいと考えた大内スイさん。そのスイさんを、大森さんをはじめとした横須賀石綿じん肺訴訟の原告たちと横須賀地区じん肺被災者の会、じん肺訴訟を支援している全造船浦賀分会、労災認定に協力した神奈川県労働基準局センターが、訴訟に全面的に協力することを約束、その結果、大内スイさんは訴訟を決意しました。じん肺訴訟の弁護団も協力する体制を整えつつ、古川弁護士、呉東弁護士、菅野弁護士、そしてじん肺訴訟の事務局長の森田弁護士も加わり弁護団を結成、横須賀中央診療所の春田医師、名取医師が医学的な問題を中心にサポートするという、万全の体制を確立し提訴されたのです。

5. 公判で石綿肺がんが明らかに

公判での証拠調べは、医学的立証のみで終了しました。証人尋問で登場したのは、原告側の証人として出廷した、元横須賀共済病院の病理医の木村医師。木村医師は、石綿関連疾患の病理医としては日本の第一人者。その木村医師が、大内久さんの解剖を行なっていたため、証人として出廷し、次のように証言されました。「解剖した大内さんの肺からは、石綿小体、そして、

石綿の繊維が多数検出されている。石綿の職業曝露があることは明らかだ。「解剖した肺を肉眼的に見て、胸膜肥厚斑が認められた。」「疫学的には石綿と肺がんに関係があることは明らかだ。」つまり、大内さんの肺がんが石綿肺がんであることが明らかになったのです。これに対して、住友側からの反対尋問は、見当はずれな尋問に終始し、何らの反証にもならず、主尋問での証言はゆるぎないものとなりました。

6. 石綿肺がん訴訟の意義

石綿疾患の労災認定の事例はすでに数多くありますが、しかし、裁判で企業責任を問い、解決したのはこの裁判が日本で初めてです。横須賀石綿じん肺訴訟は、基本的には、じん肺の被害を問う裁判でしたが、大内石綿肺がん訴訟は、発がん物質である石綿(アスベスト)の被害を問う裁判でした。石綿は、特化則でがん等を引き起こす特定化学物質として掲載されている物質です。この観点から考えると、この訴訟は、仕事で石綿に曝露され肺がんとなったことの被害を明らかにすることができたもの、と言えるでしょう。

しかし、この訴訟はまた、石綿の環境曝露の問題をもクローズアップするはずで、というのは、じん肺にまでなるような曝露というのは、通常、職業曝露となり、この点で考えると、横須賀石綿じん肺訴訟は、あくまで労災職業病という観点での裁判です。他方、石綿による肺がん・悪性中皮腫は、必ずしも職業曝露ではない人にも起きる可能性をはらんでいて、それ故、和解とはいえ、この訴訟で石綿肺がんとしての被害を認めさせたことは、石綿工場や造船所等の周辺や、そして今や一般大気中にも検出される石綿の環境曝露の問題を考えたとき、これらの問題の警鐘となるものと言えます。

石綿対策全国連絡会議にぜひ御入会下さい

石綿対策全国連絡会議にぜひ御入会下さい。年間会費は、団体会員の中央単産が10,000円、その他団体が5,000円、個人会員が2,000円となっています(各「アスベスト対策情報」1部の代金を含む)。連絡先は、表紙に記載してあります。

●アスベスト対策情報 No.21 (1996年11月27日発行)

石綿対策全国連絡会議第10回総会議案／フランスもアスベスト禁止へ(ASNET記事)／健康管理手帳の交付対象業務拡大／建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法(労働省通達全文)／ジョンズ・マンビル社アスベスト被害に補償金(新聞記事)／アスベスト全面禁止をめぐるフランスの最近の動き(真下俊樹氏)

●アスベスト対策情報 No.22 (1997年7月23日発行)

各省庁に対してアスベスト対策強化を要請(省庁交渉の記録)／日本における石綿製品の使用状況／横須賀石綿じん肺訴訟が和解